

緊急事態宣言でお困りの方

活用しよう

政府の「一時支援金」

法人

個人事業者

60^(上限)万円

30^(上限)万円

幅広い業種が対象です

2度目の緊急事態宣言に伴って、今年1月、2月、または3月の売上高が前年比50%以上減少し、以下の要件のいずれかに当てはまる事業者

①緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業の影響を受けた事業者（時短営業した飲食店と

<支給額の計算方法>

前年又は前々年の対象期間の合計売上 - (前年同月比▲50%以上の月の事業収入×3ヵ月) = 支給額

※計算例：前年1月の売上60万円、2月の売上40万円、3月の売上50万円 今年1月の売上20万円の場合

60万円 + 40万円 + 50万円 - (20万円 × 3) = 90万円 → 支給額 = 法人60万円、個人30万円

民商が申請をサポート

制度開始と同時に、民商が申請をサポートします。

まずは相談の事前予約を！

自治体の給付金にも対応

自治体独自の給付金、協力金などの相談も、お気軽にお寄せください！

※民商は給付金の増額や対象の拡大など、中小業者支援策の充実を政府に要望しています。

お近くの民商にご相談を